

### 第 3 2 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 2 月 2 3 日（火）午後 4 時 0 0 分より、役場各種委員会室において第 32 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者 5 番 久 保 正 彦

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農業経営改善計画の認定について
- 議案第1号 農用地等のあっせん申出について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 議案第4号 現況証明願いについて

事務局出席者      事務局長 山 本      篤  
農地係主査 森 川      真由美

議長 これより、第 32 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は 11 名でございます。久保委員におかれましては欠席の届が出されております。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。6 番 野呂田 委員、7 番 青木 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 32 回南幌町農業委員会総会は、12 月 23 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 32 回南幌町農業委員会総会は、12 月 23 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 7 年 11 月 26 日、第 31 回農業委員会総会を開催した。

12 月 9 日及び 10 日、令和 7 年第 4 回議会定例会に  
会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

---

議長 日程第 4 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。  
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。  
令和7年12月23日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、2件でございます。  
いずれも、再認定となり、認定年月日は令和7年12月23日、有効期限は令和12年12月22日となっております。  
認定番号7の12の1、住所は南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。  
認定番号7の12の2、住所は南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。  
認定農業者の経営体の総数につきましては、**138経営体**のうち**法人が16法人**となります。  
説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
  
(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

---

議長 **日程第5** 議案第1号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん申出について。  
南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の

指名を願う。

令和7年12月23日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

あっせん申出地は、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で9,493㎡となります。

説明は以上でございます。

2 番 議長 2 番

議長 2 番 南 委員

2 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇 〇〇氏が適格であると提案いたします。以上です。

議長 只今、南委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、2番 南 委員、4番 上野委員、8番 山田委員が適当であると提案いたします。

説明は以上でございます。

議長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第1号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。  
令和7年12月23日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、経営移譲による使用貸借が3件、所有権移転によるものが1件でございます。  
初めに使用貸借から説明します。  
1件目の貸主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。借主は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、  
田で11,707㎡他計11筆ございまして、191,479㎡となります。申請理由は、貸主は、農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は、父の意を受けて今後とも農業に専念したいとしています。  
別にお配りしている資料1-① 農地法第3条調査書により説明いたします。資料1-①をご覧ください。

第2項第1号は借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。

同項第2号は、借主は個人であり該当しない。

同項第3号は、信託ではないので該当しない。

同項第4号は、借主は年250日農作業に従事していることから該当しない。

同項第5号は、使用貸借につき該当しない。

同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

続きまして、2件目の貸主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。借主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で11,546㎡他計16筆ございまして、239,923㎡となります。申請理由は、貸主は、農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は、父の意を受けて今後とも農業に専念したいとしています。

別にお配りしている資料1-② 農地法第3条調査書により説明いたします。資料1-②をご覧ください。

第2項第1号は借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。

同項第2号は、借主は個人であり該当しない。

同項第3号は、信託ではないので該当しない。

同項第4号は、借主は年250日農作業に従事していることから該当しない。

同項第5号は、使用貸借につき該当しない。

同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

続きまして、3件目の貸主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番

地、〇〇 〇〇。借主は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で14,730㎡他計11筆ございまして、159,587㎡となります。申請理由は、貸主は、農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は、父の意を受けて今後とも農業に専念したいとしています。

別にお配りしている資料1-③ 農地法第3条調査書により説明いたします。資料1-③をご覧ください。

第2項第1号は借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。

同項第2号は、借主は個人であり該当しない。

同項第3号は、信託ではないので該当しない。

同項第4号は、借主は年250日農作業に従事していることから該当しない。

同項第5号は、使用貸借につき該当しない。

同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

次に、所有権移転について説明します。譲渡人は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇内、畑で37,462㎡他計2筆ございまして、46,721㎡となります。申請理由は、譲渡人は、所有地を売却することにした。譲受人は、申請地を取得し、経営の拡大を図りたく申請に及んだとしています。

別にお配りしています、資料1-④農地法第3条調査書により説明いたします。資料1-④をご覧ください。

第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。

同項第2号は、譲受人は個人であることから該当しない。

同項第3号は、信託ではないので該当しない。

同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。

同項第5号は、所有権移転につき該当しない。

同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

なお、使用貸借の1件目及び2件目については武良委員が、使用貸借の3件目については野呂田委員が、所有権移転の件については高島委員が現地の調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

1番 議長 1番

議長 1番 武良 委員

1番 使用貸借の1件目と2件目につきまして現地調査を行いました  
が、いずれも周辺農地への影響等はないものと思われ  
ます。以上です。

6番 議長 6番

議長 6番 野呂田 委員

6番 使用貸借の3件目につきまして現地調査を行いました  
が、いずれも周辺農地への影響等はないものと思われ  
ます。以上です。

11 番 議長 11 番

議長 11 番 高島 委員

11 番 所有権移転の件につきまして現地調査を行いました。いずれも周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

議長 事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 **日程第 7** 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の要請について。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を策定することの要請について議決を求める。  
令和 7 年 12 月 23 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 3 号について説明いたします。農用地利用集積等促進計画の要請につきましては、利用権の設定が 12 件、利用権の移転

が1件です。初めに利用権の設定から説明します。

整理番号7の12の1の貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。借り手は、〇〇〇〇〇〇〇。整理番号7の12の2の貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で5, 332㎡他計4筆ございまして、64, 191㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号7の12の3の貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。借り手は、〇〇〇〇〇〇〇。整理番号7の12の4の貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、畑で23, 842㎡他計4筆ございまして、47, 929㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号7の12の5の貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。借り手は、〇〇〇〇〇〇〇。整理番号7の12の6の貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1, 535㎡他計2筆ございまして、3, 891㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号7の12の7の貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。借り手は、北海道農業公社。整理番号7の12の8の貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で38, 794㎡となります。利用権の期間は、令和〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号7の12の9の貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。借り手は、〇〇〇〇〇〇〇。整理番号7の

12の10の貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で2, 119㎡他計6筆ございまして83, 845㎡となります。利用権の期間は、令和〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。次ページにまいります。

整理番号7の12の11の貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で12, 371㎡他計3筆ございまして77, 195㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号7の12の12の貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で6, 981㎡他計6筆ございまして69, 249㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間となります。

次に、利用権の移転、整理番号7の12の1 移転をする者は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。移転を受ける者は空知郡南幌町〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で44, 469㎡他計2筆ございまして、89, 604㎡となります。経営移譲による利用権の移転で、利用権の期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの4年間となります。

以上、促進計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第3号 農用地利用集積等促進計画の  
要請については、提案のとおり承認することにご異議ありません  
か。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ  
とに決しました。

---

議 長 日程第8 議案第4号 現況証明願いについてを議題といたし  
ます。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 現況証明願いについて。  
農地法事務処理要領(既懇地の部)の規定及び南幌町農業委員  
会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、  
審議願い意見を求める。  
令和7年12月23日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。現況証明願いにつしまし  
ては1件でございます。  
願出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土  
地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、公簿地目は畑、現況は  
農地以外、利用状況は宅地、面積は469㎡、所有者は〇〇 〇  
〇です。  
証明を必要とする理由は地目変更登記申請のためです。  
説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員  
の代表より、現地の状況について説明願います。

4 番 議長 4 番

議 長 4 番 上野 委員

4 番 願い出のあった件につきまして、私と久保委員、野呂田委員の3名で事務局の説明により現地の確認をいたしました。

この件につきましては、現状では宅地として利用しており、今後畑として利用するには困難な状況です。

いずれも申請のとおりであると確認いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

---

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第32回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第32回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後 4時25分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

6 番

7 番